# 法規的告示

**○厚生労働省告示第二百二十六号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十五項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第４　法第６条第25項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。<br>１～27　（略）<br>28　フラビウイルス属デングウイルス１型<br>03135ＰＤＫ15Ｖ３株<br>29　フラビウイルス属デングウイルス２型<br>99345ＰＤＫ25株<br>30～33　（略）<br>34　フラビウイルス属デングウイルス３型<br>16562ＰＧＭＫ30ＰＤＫ４株<br>35　フラビウイルス属デングウイルス４型<br>1036ＰＤＫ40株<br>36　（略） | 第４　法第６条第25項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。<br>１～27　（略）<br>（新設）<br>28～31　（略）<br>（新設）<br>（新設）<br>32　（略） |

# その他告示

**○国土交通省告示第六百三十九号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大迫川四

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県中津市本耶馬渓町曽木

字ヒイノキノ一　一三〇四番　一号及び十二号

一三〇二番　二号

一三〇六番　八号から十号まで

字ヒイノキノ二　一三〇八番二　三号

一三一〇番　四号

一三〇九番　五号

一三一一番　六号及び七号

一三〇七番　十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水取川二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県中津市本耶馬渓町跡田

字峯ノ下　四四七番　一号及び二十七号

四三八番一　二号

四三九番一　二十六号

字小田尾　二九八番　三号及び二十五号

二九九番　四号

三〇七番　五号

三〇六番　六号

三三〇番　七号

三三一番一　八号及び十九号から二十一号まで

三三六番　九号

三四五番　十号

三三五番　十三号及び十四号

三三一番二　十八号

三二八番二　二十二号

三二七番　二十三号

三二二番　二十四号

字峯ノ平　三四七番　十一号

三五六番　十二号

三五三番　十五号及び十六号

三四八番　十七号

**○国土交通省告示第六百四十号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

五福谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十一号までを順次結んだ線、標柱八十一号から八十三号までを令和五年国土交通省告示第十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八十三号から百十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町

字和田西　一番五　一号

一番三　二号から七号まで

地先道路敷

八番一一八　八号から十三号まで、十五号から十七号まで

八番一一六　十四号

二四番二　十八号及び十九号

字向原　二〇番六　二十号から二十九号まで

一九番二　三十号及び三十一号

字牛子　一〇三番二　三十二号及び三十三号

一七番四　三十四号及び三十五号

一番一二　三十六号及び三十七号

五九番一　三十八号

五五番　三十九号から四十一号まで

五二番一　四十二号から四十五号まで

四二番三　四十六号

三六番五　四十七号から五十号まで

三八番六　五十一号から五十三号まで

一〇三番二　百三号及び百四号

八四番三　百五号

八四番一　百六号

九二番四　百七号

九三番五　百十三号及び百十四号

八〇番一　百十五号から百十七号まで

七十五号から七十七号まで　百十八号及び百十九号

七十八号から八十二号まで　百二十号から百二十四号まで

八十三号から八十六号まで　百二十五号から百二十七号まで